

## 第2・3回臨時議会開催

# 地域住民から直接請求

## 小・中学校設置条例の全部を改正する案を否決

### 《臨時会》

11月8日、第2回臨時議会が召集され、南阿蘇村立小・中学校設置条例の全部を改正する条例（議案第53号）が上程され、審議の結果賛成少数により本議案は否決されました。

この議案は、村長が住民からの直接請求を受け、その請求が受理されたため、地方自治法の規定に従って議会を招集し議会に付議されたものです。

本議会では、冒頭村長による提出議案の説明及び意見が述べられた後、地方自治法第74条第4項の規定により請求代表者に意見を述べる機会が与えられ、請求代表者の中村數幸さんが陳述を行いました。

なお、条例の改正案及び村長の意見、また請求代表者の陳述の内容は

次のとおりです。

### 村長の意見書（抜粋）

現在の小学校の環境では、集団生活の中で多種多様な考え方に触れる機会や、子どもがお互いに切磋琢磨し合う機会を奪い、子どもたちにとって不利益な状態を強いているのではと心を痛めておるものでございます。適正規模の小学校の子どもたちと比べて、不公平かつ不利な状況になっております。

未来へはばたく子どもたちのために、学校統合は避けて通れない課題であり、本事業を進めていくことが村の将来にとって、最も冷静かつ適確な判断であると認識いたしております。

ます。

改正請求がありましたそれぞれの条文について、慎重に検討いたしました結果、現行条例上、特に不備な点はなく、学校教育法に規定されている要件を満たしているものであり、

### 代表者陳述（抜粋）

合併してから常識として、村全体を軸に統合に係るメリットとデメリットなどの影響を洗い出しの上、

条例制定の手續きについても適法妥当なものであります。したがって、今回上程いたしました南阿蘇村立小・中学校設置条例を改正する必要はないと判断いたしました。

バランスのとれた統合位置及び廃校計画と併せて、過疎対策なども同時に協議を実施しない統合案件のみには、校区住民は同意できません。

村当局の姿勢は、住民との対話に重視がなく、廃校利用計画についての意見聴取を実施せずに、議会へ早々に長陽地区の統合は長陽小と決定し、改築予算などを上程されたことが問題であります。

このようなことから、村の総合基本計画の再考を希望し、庁舎、小・中学校、保育園を含んだ総合の連携的再活用及び廃校跡地を含む検討が必要と判断いたし、議会において再検討をお願いするために、学校条例の改正を請求した次第でございます。



議会で陳述される、中村數幸代表